

京都大学フィールド科学教育研究センター 海域ステーション
瀬戸臨海実験所水族館観覧規程新旧対照表

改正前	改正後
(前略)	<p><u>(規程の変更)</u></p> <p><u>第12条 総長は、以下の場合に観覧者の同意を得ることなくこの規程を変更できるものとする。</u></p> <p><u>(1) 規程の変更が、観覧者の一般の利益に適合するとき。</u></p> <p><u>(2) 規程の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、施設管理上の必要性その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。</u></p> <p><u>2 前項による規程の変更にあたり、規程の変更をする旨及び変更後の規程の内容並びにその効力発生日を、効力発生日までに水族館ホームページへの掲示その他の適切な方法により、観覧者に周知するものとする。</u></p> <p>附 則</p> <p>この規程は、令和2年4月1日から施行する。</p>